

分裂後の山口組関係団体間の対立抗争等に伴う取締りの更なる強化等について

令和5年3月14日  
大通達甲(刑)第3号ほか  
警察本部長から本部各課・  
所・隊長、警察学校長、各  
警察署長宛て

(概要)

この通達は、分裂後の山口組関係団体に対する取締りの更なる強化を図るため、必要な事項を定めたものである。